

通所介護・介護予防通所介護

重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

- 1 「デイサービスわかくさ」 が提供するサービスについての相談窓口
電話 048-885-2671 (午前8時30分～午後5時30分)
担当 生活相談員：後藤玲子 中塚広美

2 事業所の概要

(1) 事業所登録および提供サービス

事業所名	デイサービスわかくさ
所在地	埼玉県さいたま市南区太田窪1977-1
介護保険指定番号	介護予防通所介護 (埼玉県 1176500567号)
サービスの種類	通所介護・介護予防通所介護
サービスを提供する対象地域	さいたま市(南区、緑区、浦和区) 川口市

(2) 同事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員 介護福祉士	(1)名		管理運営・苦情処理	1名
生活相談員	介護福祉士 社会福祉士	(2)名 (1)名		生活相談 機能訓練	2名
事務職員		(1)名		事務処理	1名
調理師	調理師	(1)名		調理	2名
栄養士	栄養士	(1)名		栄養管理	1名
看護 介護 職員	機能訓練指導員	0名		機能訓練	0名
	看護師	1名	2名	健康管理・看護業務	3名
	介護福祉士	5名 (2)	3名	介護業務全般 利用者 の送迎 機能訓練	8名
	1～2級 終了者		1名	介護業務全般 利用者 の送迎 機能訓練	1名

* () 内 兼務人数

(3) 同事業所の設備の概要

定員	25名	静養室	1室1床
食堂兼機能訓練室	2室 105 m ²	相談室	1室
浴室	普通浴槽 2	送迎車	3台
	座シャワー 1		

(4) 営業時間

月～土	午前8時30分～午後5時30分
日・国民の祝日、 年末年始(12/29～1/3)	定休日

3 事業の目的

医療法人有隣会が開設する指定通所介護事業所「デイサービスわかくさ」が行う指定通所介護及び介護予防通所介護事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に適切にサービスを提供することを目的としています。

4 運営の方針

- * ご利用者の意思および人格を尊重します。
- * ご利用者にご満足していただけるサービスを目指します。
- * 住みなれた地域社会で安心した日常生活が送れますよう、ご利用者の立場に立った自立支援に努めます。
- * ご利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持に努めます。
- * ご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう努めます。
- * 関係各所と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 サービス内容

- ① 送迎 車椅子でも利用可能なリフト付きワゴン車にて自宅まで送迎します。送迎時間は、当日の朝電話にてご連絡いたします。
- ② 健康チェック 血圧、体温等を測定し、安全にサービスがご利用いただけます。
- ③ 入浴 個々の浴槽で、お一人お一人の入浴ができます。座シャワーもご利用いただけます。
- ④ 食事 身体状況に応じた食事を召し上がれます。
- ⑤ 機能訓練 レクリエーションや体操を通して、日常動作訓練ができます。
- ⑥ 個別機能訓練 通所介護ご利用者に対して、現在の身体状況の維持・向上を目標に訓練内容を検討し、個々の計画を作成して実地いたします。

- ⑦ 口腔機能向上 口腔アセスメント、食前体操、食後の口腔ケア、看護師による指導を行います。
- ⑧ 生活相談 ご利用者やご家族からの介護等に関するご相談が受けられます。

6 料金

- (1) 料金等については契約書別紙に記載します。
- (2) 支払方法

お支払方法は、原則として銀行・郵便局口座からの振替となります。毎月 20 日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに引き落とし口座への入金をお願い致します。支払い確認後には領収証を発行致します。

7 個人情報保護・秘密保持

- (1) サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) ご利用者及びそのご家族から、あらかじめ同意を得ない限り個人の情報を利用しません。
- (3) 但し、連携のために必要と認められた場合のみ、指定介護予防支援事業所の担当職員や主治医等に対してご利用者及びそのご家族の個人情報を用いることがあります。

8 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

通所介護計画・介護予防通所計画の作成を依頼している方は、事前に指定居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の介護支援専門員とご相談のうえ、お申し込みください。通所介護計画等作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

- (2) サービス利用契約の終了

- ① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。ただし、病変や急な入院など、やむをえない事情がある場合は予告期間が 1 週間以内でも契約を解約することができます。

- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知致します。

- ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定され場合
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

以下の場合、ご利用者が文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

事業所が

- ・ 正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 守秘義務に反した場合
- ・ ご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・ 事業所が破産した場合

以下の場合、事業所が文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。

ご利用者が

- ・ サービス利用料金の支払いを1ヵ月以上遅延し、支払うよう催促したにもかかわらず7日以内に支払わない場合
- ・ 正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・ 入院または病気等により3ヵ月以上にわたってサービスを利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・ 事業所や事業所の従業員、又は他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

9 サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 主治医からの指示事項等がある場合には申し出下さい。
- ・ 気分が悪くなったときは速やかに申し出てください。
- ・ 当日咳や下痢、嘔吐等の場合、感染予防の観点によりご利用をお断りする場合があります。
- ・ 体調不良等によって通所介護の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあります。
- ・ 病状によって、食べ物に制限のある方もいらっしゃいますので、食べ物の持ち込みはご遠慮いただいております。
- ・ デイサービス利用時間内に、買い物等の外出は出来ません。

10 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医、救急隊、担当介護支援専門員に連絡いたします。また、サービス提供中に事故が発生した場合には速やかにご家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

事業所が行った通所介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

11 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 緊急時連絡対応マニュアル整備
- ・ 防災設備 非常階段 避難滑り台 熱探知機 煙探知機 消火器
- ・ 防災訓練 年2回実施
- ・ 防火責任者 井上 志奈

12 虐待防止に関する事項

事業所は、サービスの提供中に、事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をいたします。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備いたします。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
- (4) 虐待防止の担当者を配置します。

13 業務継続計画の策定

感染症又は非常災害の発生時は、サービスの提供を継続的に実施するための計画および非常時の体制で早期のサービス再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、実施いたします。

職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修と訓練を行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

14 その他運営についての重要事項

事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備いたします。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

15 サービスに関する相談・苦情

サービス提供中及び個人情報取り扱いに関する苦情又は相談があった場合には、ご利用者の状況を詳細に把握する為に必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当は、把握した状況を管理者と共に検討を行い、時下の対応を決定いたします。対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共にご利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

① 事業所ご利用者相談・苦情担当

(担当) 管理責任者 後藤玲子

(電話) 048-885-2671 デイサービスわかくさ

② その他

事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉国民保険連合会等に苦情を伝えることができます。

《さいたま市》

南区役所 高齢介護課 〈電話〉 048-844-7178

緑区役所 高齢介護課 〈電話〉 048-712-1178

浦和区役所 高齢介護課 〈電話〉 048-829-6153

さいたま市役所 介護保険課 〈電話〉 048-829-1264

《川口市》

川口市役所 介護保険課 〈電話〉 048-258-1110 (代)

《埼玉県国民健康保険団体連合会》 〈電話〉 048-824-2761 (代)

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

17 事業所の法人概要

〈名称・法人種別〉 医療法人 有隣会

〈代表者役職・氏名〉 理事長 矢吹辰男

〈所在地〉 埼玉県さいたま市南区太田窪1973-5

〈電話番号〉 048-885-5307

〈事業所〉 わかくさ病院

5か所 わかくさ在宅介護支援センター

居宅介護支援事業所 ケアワークわかくさ

通所介護事業所 デイサービスわかくさ

訪問看護事業所 ありあけ訪問看護ステーション